

(3) 経営指標等

(合計)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	70.2	72.8	76.9	76.2	69.3	61.7	63.2	54.5	58.0	45.7	53.1	34.8	41.6	24.3	33.9	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	92.3	94.5	95.2	95.8	100.3	102.8	101.0	110.1	105.0	107.7	103.8	109.4	106.6	108.7	106.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	88.4	90.0	90.8	91.5	95.6	97.4	95.4	103.9	96.7	104.4	100.1	105.1	101.7	104.4	100.3	
医業収支比率(法適用)	(%)	88.0	90.9	91.1	91.4	93.2	94.9	93.2	100.0	93.9	99.6	92.4	100.1	94.3	99.9	90.7	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	138.8	147.1	158.3	163.2	155.8	150.0	153.1	157.8	157.8	149.6	55.3	139.6	44.9	130.1	39.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	70.2	72.8	76.9	76.2	69.3	61.7	63.2	54.5	58.0	45.7	53.1	34.8	41.6	24.3	33.9	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.2	10.1	10.4	10.9	7.3	11.2	10.6	12.3	15.0	10.2	14.7	10.1	15.2	9.6	18.4
	うち基準内繰入金	(%)	10.4	9.4	9.5	8.8	5.4	7.3	7.5	9.3	11.7	6.5	5.2	6.4	6.6	7.3	7.4
	うち基準外繰入金	(%)	0.8	0.7	0.9	2.1	1.9	3.9	3.1	3.0	3.3	3.6	9.5	3.6	8.7	3.0	11.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	0.1	0.7	0.9	2.1	1.9	3.9	3.1	3.0	3.2	3.6	9.5	3.6	8.2	2.3	10.6
	資本的収入分	(%)	75.9	77.1	76.6	43.4	23.9	46.6	45.0	78.3	67.5	80.9	63.6	80.6	38.3	82.4	38.8
	うち基準内繰入金	(%)	75.5	75.6	75.7	42.5	22.9	45.2	43.7	76.3	30.3	79.0	44.6	79.4	26.8	70.5	23.8
	うち基準外繰入金	(%)	0.4	1.6	1.0	0.9	1.0	1.4	1.4	2.0	37.2	1.9	18.9	1.2	11.5	11.9	15.0
うち赤字補て的なもの	(%)	0.4	1.6	1.0	0.9	1.0	1.4	1.4	2.0	37.0	1.9	18.9	1.2	2.4	0.7	1.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(合計)

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・料金設定については診療報酬により定められているが、外来から入院へ重点をシフトしてきている。
2 他会計繰入金の見込み	・むつ総合病院については第五病院事業経営健全化計画により策定している繰入を平成14年度から平成20年度まで行う。他施設においては不良債務解消に向けた繰入を平成21年度以降より順次行っていく方針で策定している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・むつ総合病院については毎年度医療機器の更新を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・大畑診療所は指定管理者制度の導入により料金収入がなくなるとともに、人件費・材料費等の経費についても削減される。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(むつ総合病院)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	71.2	63.6	57.7	44.6	29.7	44.3	15.2									
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	97.2	102.1	102.5	104.0	108.5	109.4	108.5	110.7	110.7	104.1	98.9	104.7	100.1	104.5	98.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	91.2	95.4	96.2	97.9	102.5	103.4	101.9	104.6	101.6	104.2	99.0	104.8	100.1	104.6	98.2	
医業収支比率(法適用)	(%)	91.5	96.6	96.7	98.6	99.8	101.6	99.9	102.3	99.0	101.8	95.8	102.3	96.9	101.9	93.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	143.0	139.5	140.1	129.3	113.7	101.5	102.6	90.8	89.3	86.5	1.2	81.7	—	77.0	2.1	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	71.2	63.6	57.7	44.6	29.7	44.3	15.2									
繰入金比率	収益的収入分	(%)	12.2	11.4	11.9	11.6	6.9	9.5	10.3	9.5	13.8	3.5	5.8	3.4	5.7	3.3	7.9
	うち基準内繰入金	(%)	11.4	10.7	11.2	10.9	6.3	8.9	8.9	8.9	13.2	2.9	5.1	2.8	5.1	2.7	7.2
	うち基準外繰入金	(%)	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	1.4	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのなもの	(%)	0.0	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	1.4	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7
	資本的収入分	(%)	84.9	97.5	95.5	54.4	17.7	39.2	37.1	80.6	63.3	75.2	62.7	75.9	39.7	75.6	39.9
	うち基準内繰入金	(%)	84.7	97.3	95.3	54.2	17.6	39.0	37.0	80.3	21.9	74.9	41.6	75.7	28.2	75.3	24.2
	うち基準外繰入金	(%)	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	41.4	0.3	21.0	0.2	11.5	0.2	15.7
うち赤字補てんのなもの	(%)	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	41.4	0.3	21.0	0.2	0.1	0.2	0.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 繰入前経常収支比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常収益(収益的収入計)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金))／経常費用(収益的支出計)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(収益的収入計(総収益)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金))／(収益的支出計(総費用)＋地方債償還金(資本的支出に係るもの))×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(むつ総合病院)

(3) 経営指標等

(むつりハビリテーション病院)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度) (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度) (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度) (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度) (実績)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	4.7	4.4	2.4	8.8	13.8	4.0	6.9	—	—	—	—	—	—	—	—	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	98.6	99.1	100.6	92.9	94.1	115.2	104.1	100.0	148.1	100.0	247.6	100.0	64.5	100.0	55.6	
経常収支比率(法適用)	(%)	98.6	95.8	96.4	89.7	84.5	100.1	88.6	100.0	0.0	100.0	288.9	100.0	66.7	100.0	56.8	
医業収支比率(法適用)	(%)	97.6	98.1	99.2	91.4	85.9	86.6	89.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	4.7	4.7	4.1	12.1	19.3	1.0	14.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	4.7	4.4	2.4	8.8	13.8	4.0	6.9	—	—	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	1.6	1.7	2.0	1.9	5.3	18.3	8.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.0	
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	
	うち基準外繰入金	(%)	1.6	1.7	2.0	1.9	5.3	18.3	8.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補て的なもの	(%)	1.6	1.7	2.0	1.9	5.3	18.3	8.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	88.0	
	資本的収入分	(%)	0.0	36.1	2.9	36.7	38.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	27.7	100.0	4.9	100.0	2.5
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	19.4	1.9	20.0	20.6	55.6	55.6	50.0	50.0	50.0	13.8	54.5	2.7	57.1	2.5
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	16.7	1.0	16.7	17.6	44.4	44.4	50.0	50.0	50.0	13.8	45.5	2.2	42.9	0.0
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	16.7	1.0	16.7	17.6	44.4	44.4	50.0	50.0	50.0	13.8	45.5	2.2	42.9	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(3) 経営指標等

(川内診療所)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	19.5	65.0	120.8	226.9	236.9	279.4	276.2	275.5	281.8	255.8	307.1	215.8	372.4	175.1	259.7	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	83.2	67.9	66.2	52.3	64.1	65.7	65.4	82.0	72.2	112.7	131.4	128.9	184.1	130.8	166.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	83.3	68.0	65.7	52.3	64.2	65.8	65.7	82.1	72.4	98.3	101.7	99.6	111.2	101.0	109.5	
医業収支比率(法適用)	(%)	68.6	66.6	64.1	53.8	65.2	66.5	67.0	77.8	72.7	80.7	69.9	81.7	61.9	82.6	59.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	62.8	114.2	173.4	296.0	295.0	337.6	334.0	330.4	334.5	313.4	293.1	275.8	350.2	236.6	239.9	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	19.5	65.0	120.8	226.9	236.9	279.4	276.2	275.5	281.8	255.8	307.1	215.8	372.4	175.1	259.7	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	26.6	10.1	11.4	6.5	6.5	6.9	6.8	13.4	5.7	34.6	49.4	30.7	68.1	30.7	65.3
	うち基準内繰入金	(%)	26.6	10.1	10.3	6.5	6.5	6.9	6.8	13.4	5.7	34.6	2.2	30.7	2.2	30.7	1.2
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.2	0.0	65.8	0.0	64.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.2	0.0	65.0	0.0	64.1
	資本的収入分	(%)	100.0	50.6	22.4	4.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	50.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	50.6	22.4	3.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	16.7
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	33.3
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(3) 経営指標等

(大畑診療所)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	125.3	201.1	256.7	401.5	472.8	510.6	545.2	—	602.2	—	—	—	—	—	—	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	75.6	68.8	73.8	67.0	66.8	73.7	67.0	100.0	72.0	229.7	122.1	234.3	127.6	235.3	259.4	
経常収支比率(法適用)	(%)	75.7	68.8	74.1	67.1	66.9	73.9	67.1	100.0	72.1	100.0	103.9	100.0	104.1	100.0	103.1	
医業収支比率(法適用)	(%)	79.5	71.5	75.0	69.3	70.4	79.1	71.4	—	78.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	217.7	331.9	407.4	616.1	709.1	744.1	802.1	—	884.0	—	—	—	—	—	—	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	125.3	201.1	256.7	401.5	472.8	510.6	545.2	—	602.2	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.2	4.6	8.3	8.9	7.5	6.6	7.0	100.0	7.5	229.7	99.5	234.3	100.0	235.3	99.8
	うち基準内繰入金	(%)	2.2	4.6	8.3	8.9	7.5	6.6	7.0	100.0	7.5	229.7	36.2	234.3	34.6	235.3	16.9
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	63.3	0.0	65.4	244.1	82.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	63.3	0.0	41.5	0.0	72.3
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	65.4	100.0	65.1	100.0	65.1
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6	0.0	34.9	0.0	34.9
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6	0.0	34.9	0.0	33.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(3) 経営指標等

(脇野沢診療所)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	268.0	286.4	330.3	390.5	467.3	481.8	477.0	—	546.4	—	527.6	—	502.7	—	458.0	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	73.9	78.4	75.3	71.8	71.6	70.8	74.7	—	76.0	—	115.5	—	129.9	—	124.5	
経常収支比率(法適用)	(%)	73.9	78.4	75.3	71.8	71.9	70.8	74.7	—	76.0	—	100.5	—	100.0	—	103.5	
医業収支比率(法適用)	(%)	72.4	78.3	75.4	72.4	72.6	72.6	73.7	—	76.5	—	77.9	—	78.6	—	81.1	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	289.9	308.7	353.9	416.1	491.0	524.5	501.2	—	573.9	—	412.5	—	385.0	—	344.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	268.0	286.4	330.3	390.5	467.3	481.8	477.0	—	546.4	—	527.6	—	502.7	—	458.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	7.3	5.6	5.8	4.5	4.2	4.8	8.3	—	7.3	—	36.2	—	43.8	—	39.0
	うち基準内繰入金	(%)	5.2	4.6	4.8	4.5	4.2	4.8	8.3	—	7.3	—	1.6	—	1.5	—	0.8
	うち基準外繰入金	(%)	2.1	1.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	34.6	—	42.3	—	38.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	1.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	34.6	—	42.3	—	38.2
	資本的収入分	(%)	77.8	100.0	100.0	100.0	64.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち基準内繰入金	(%)	55.6	66.7	66.7	71.4	35.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち基準外繰入金	(%)	22.2	33.3	33.3	28.6	28.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち赤字補てんのもの	(%)	22.2	33.3	33.3	28.6	28.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m³) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(3) 経営指標等

(大間病院)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	23.0	31.8	45.1	45.9	40.0	47.9	40.0	25.5	43.0	16.9	27.9	10.7	13.3	6.8		
料金回収率*	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	89.0	89.4	86.5	99.2	101.3	98.5	102.8	112.2	100.1	110.3	109.3	110.9	113.1	105.4	116.7	
経常収支比率(法適用)	(%)	89.1	89.3	86.5	99.2	101.4	98.5	99.5	112.2	97.2	110.3	104.3	111.0	112.3	105.4	115.9	
医業収支比率(法適用)	(%)	91.2	91.4	91.7	92.4	94.8	92.3	91.8	105.5	87.2	102.9	94.8	103.1	102.9	102.9	99.8	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	103.2	125.6	154.6	171.6	160.0	161.3	157.2	109.9	167.7	99.2	48.5	87.8	31.6	80.2	15.3	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	23.0	31.8	45.1	45.9	40.0	47.9	40.0	25.5	43.0	16.9	27.9	10.7	13.3	6.8		
繰入金比率	収益的収入分	(%)	8.5	9.1	4.0	13.7	12.7	12.5	18.9	11.0	17.6	11.2	20.1	11.4	17.5	8.7	22.2
	うち基準内繰入金	(%)	8.5	9.1	4.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	2.1	0.0	16.8	8.7	9.9
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	13.5	12.4	12.5	18.9	11.0	16.2	11.2	18.1	11.4	0.7	0.0	12.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	13.5	12.4	12.5	18.9	11.0	16.2	11.2	18.1	11.4	0.7	0.0	12.3
	資本的収入分	(%)	23.6	15.8	96.4	100.0	—	11.1	11.1	0.0	72.7	—	58.5	—	0.0	100.0	0.0
	うち基準内繰入金	(%)	23.6	15.8	96.4	100.0	—	11.1	11.1	0.0	54.5	—	51.6	—	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	18.2	—	6.9	—	0.0	100.0	0.0
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	18.2	—	6.9	—	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(3) 経営指標等

(佐井地区診療所)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	4.3	36.4	71.8	111.7	135.1	136.1	178.5	—	618.2	—	521.9	—	372.7	—	255.9	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	84.0	77.3	76.0	74.1	82.0	98.3	98.9	—	135.6	—	142.1	—	159.7	—	148.5	
経常収支比率(法適用)	(%)	83.6	77.6	76.0	74.4	82.0	81.4	99.5	—	81.9	—	102.6	—	114.9	—	104.4	
医業収支比率(法適用)	(%)	72.8	72.8	70.0	69.0	76.0	75.8	72.2	—	47.1	—	42.7	—	50.0	—	50.7	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	71.3	112.3	154.2	199.4	224.6	229.0	296.9	—	1,090.9	—	290.6	—	145.5	—	44.1	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	4.3	36.4	71.8	111.7	135.1	136.1	178.5	—	618.2	—	521.9	—	372.7	—	255.9	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	14.1	7.2	8.5	8.3	8.4	29.8	9.3	—	108.5	—	68.5	—	68.2	—	64.4
	うち基準内繰入金	(%)	10.8	3.4	4.5	4.2	4.2	3.7	8.2	—	0.0	—	12.0	—	17.8	—	17.8
	うち基準外繰入金	(%)	3.2	3.8	4.0	4.2	4.2	26.1	1.1	—	108.5	—	56.5	—	50.5	—	46.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	3.8	4.0	4.2	4.2	26.1	1.1	—	108.5	—	56.5	—	50.5	—	46.5
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(3) 経営指標等

(風間浦診療所)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (実績)	
資金不足比率	(%) (再掲)	210.8	224.2	270.5	300.0	376.8	417.6	471.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
料金回収率※	(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総収支比率(法適用)	(%)	66.4	77.7	82.2	80.8	76.2	75.6	59.9	1,766.7	138.2	1,766.7	446.4	1,766.7	587.0	2,100.0	665.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	66.7	78.0	82.5	80.8	76.5	75.6	60.1	100.0	112.1	100.0	125.0	100.0	143.5	100.0	165.0	
医業収支比率(法適用)	(%)	66.7	68.2	66.4	69.4	65.1	62.0	48.9	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	247.0	261.5	315.1	342.3	420.5	488.7	555.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	210.8	224.2	270.5	300.0	376.8	417.6	471.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	5.6	17.9	17.6	19.9	2.6	58.1	2.8	1,766.7	127.0	1,766.7	100.0	1,766.7	100.0	2,100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	2.8	14.3	9.9	1.4	0.0	2.2	0.0	1,766.7	94.6	1,766.7	4.0	1,766.7	5.9	2,100.0	3.0
	うち基準外繰入金	(%)	2.8	3.6	7.7	18.5	2.6	55.9	2.8	0.0	32.4	0.0	96.0	0.0	94.1	0.0	97.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補て的なもの	(%)	2.8	3.6	7.7	18.5	2.6	55.9	2.8	0.0	0.0	0.0	96.0	0.0	94.1	0.0	97.0
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	66.7	70.0	100.0	—	100.0	—	100.0	70.0	100.0	70.0	100.0	76.9	100.0	70.0
うち基準外繰入金	(%)	0.0	33.3	30.0	0.0	—	0.0	—	0.0	30.0	0.0	30.0	0.0	23.1	0.0	30.0	
うち赤字補て的なもの	(%)	0.0	33.3	30.0	0.0	—	0.0	—	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	23.1	0.0	30.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ財務状況の分析の経営課題の②～④にある平成19年度末の佐井診療所・風間浦診療所・脇野沢診療所の廃止統合に伴う職員の減、大畑診療所の指定管理者制度導入に伴う、職員の減が計画されている。 →佐井診療所医科はH20より統合済み、風間浦診療所はH20より指定管理者制導入、脇野沢診療所はH20より歯科統合済み。 ・集中改革プラン(17年度～21年度) 598名→573名 △25名 ・公営企業経営健全化計画(19年度～23年度) 578名→552名 △26名 平成19年度4月1日現在の職員数は575名となっており、集中改革プランどおり削減が行われている。今後においても集中改革プランのに掲げた目標達成のため取り組みを継続していく。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度において人事院勧告に準じた給与構造の見直しを行っている。 ・特殊勤務手当については、平成15～17年度において廃止・縮小等の見直しを行っている(医師を除く)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給については行っていない。また、退職手当については退職手当組合に加入している。
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ財務状況の分析の経営課題②、④より病院経営の効率化の観点から平成19年度末において、佐井診療所・風間浦診療所については大間病院へ、脇野沢診療所については川内病院へ廃止統合する計画を進めている。 →佐井診療所においては歯科が継続。風間浦診療所は指定管理者制を導入済み。脇野沢診療所は歯科を川内病院(平成21年度より診療所)へ統合済み。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ財務状況の分析の経営課題③より平成20年度より大畑診療所について指定管理者制度の利用料金制の導入を検討している。 ・Ⅱ財務状況の分析の経営課題⑤より現在、むつりハビリテーション病院については、指定管理者制度の管理委託制により運営をしているが、平成20年度より利用料金制の導入に向け計画を進めている。→平成20年度より利用料金制の導入済み。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業であるため、診療報酬による料金水準である。 ・むつ総合病院については平成18年8月より入院基本料の7:1看護基準を満たすように看護師の配置を行っている。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ財務状況の分析の経営課題の①よりむつ総合病院については、平成14年度より第五次病院事業経営健全化団体に指定されているため、平成20年度末までに不良債務解消に向けた健全化計画を策定、市広報誌・ホームページにおいて公表している。 ・同計画に基づき、経営改善委員会を立ち上げ、情報公開に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大間病院において平成21年度より収入確保対策として特定健診の受入を行っている。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。